

調査の概要

1 調査の目的

令和 2 年国勢調査は、国内の人口・世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的としています。

2 調査の時期

令和 2 年国勢調査は、令和 2 年 10 月 1 日午前零時現在によって行われました。

3 調査の根拠法令

令和 2 年国勢調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、同法に定める「基幹統計調査」（国勢統計を作成するための調査）として実施されました。

また、国勢調査の実施に関する具体的な事項は、統計法の下に定める、国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）、国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）及び国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和 59 年総理府令第 24 号）に基づきます。

4 調査の地域

令和 2 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われました。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

5 調査の対象

令和 2 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行われました。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなしました。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査しました。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- (2) 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無に関わらず自宅
- (3) 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその生活の本拠、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中国外の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査しました。

- (4) 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
- (5) 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外しました。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

6 調査事項

令和2年国勢調査では、次に掲げる19項目について調査しました。

(1) 世帯員に関する事項

- ア 氏名
- イ 男女の別
- ウ 出生の年月
- エ 世帯主との続き柄
- オ 配偶の関係
- カ 国籍
- キ 現住居での居住期間
- ク 5年前の住居の所在地
- ケ 在学、卒業等教育の状況
- コ 就業状態
- サ 所属の事業所の名称及び事業の種類
- シ 仕事の種類
- ス 従業上の地位
- セ 従業地又は通学地
- ソ 従業地又は通学地までの利用交通手段

(2) 世帯に関する事項

- ア 世帯の種類
- イ 世帯員の数
- ウ 住居の種類
- エ 住宅の建て方

7 調査の方法

令和2年国勢調査は、総務省統計局・都道府県・市町村・国勢調査指導員・国勢調査員の流れにより行いました。

調査は、調査員又は調査員事務を受託した事業者（以下「調査員等」という。）が、下記の方法により行いました。

令和2年9月14日から国勢調査員が世帯を訪問し、インターネットで回答するための書類と紙の調査票を同時に配布する方法により実施しました。

調査の回答は、インターネット、郵送、調査員への提出の三つの方法があり、インターネット

回答は、郵送提出・調査員への提出より先行して行えることとしました。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、調査員等が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の 3 項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査しました。